

NECにおける両立支援制度の取組

2014年12月19日

日本電気株式会社

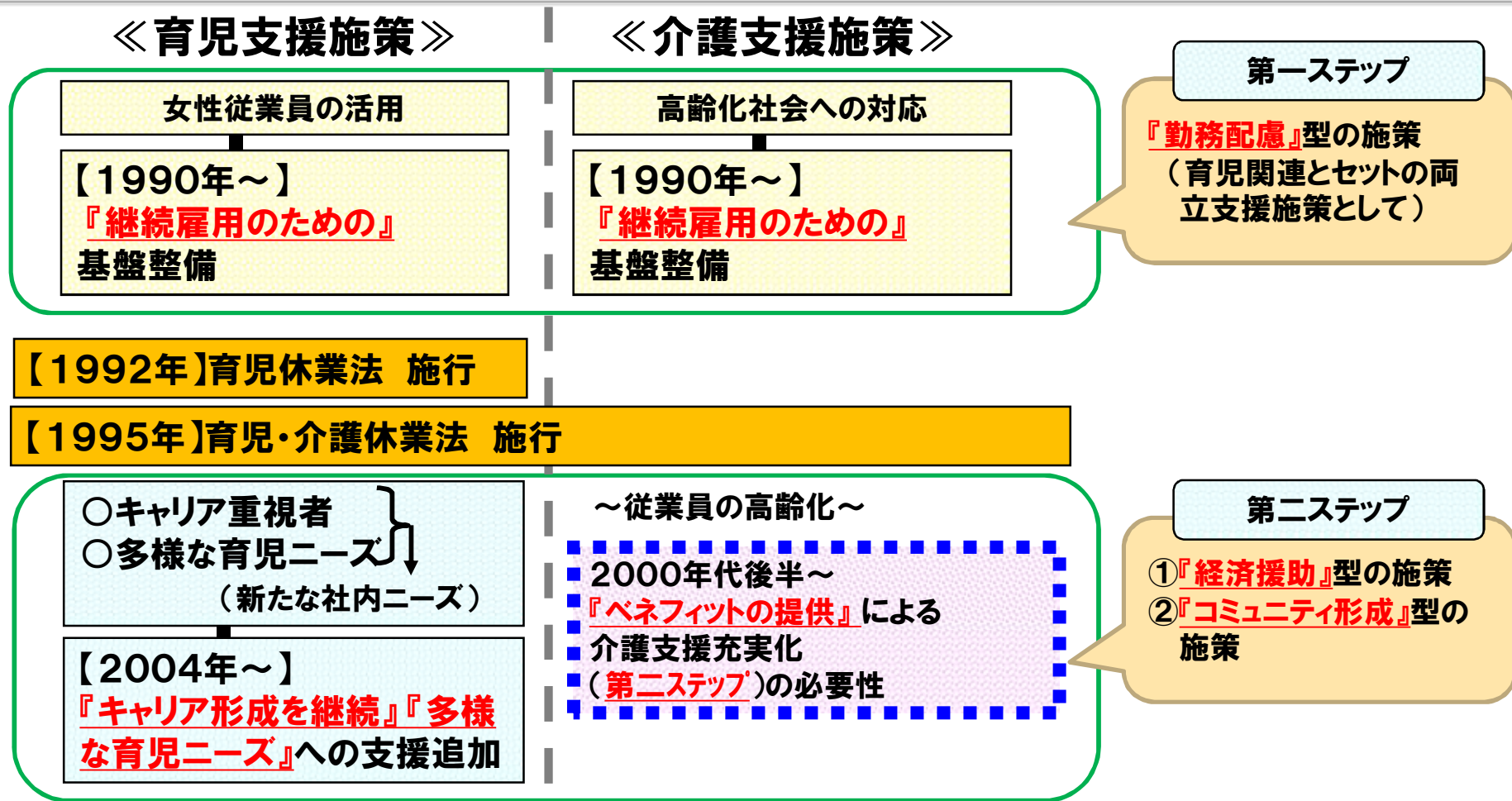
人事部

本日の流れ

- 1. 両立支援施策(特に介護)の変遷**
- 2. 介護支援施策の現状と今後**
- 3. 現在の介護支援施策の問題点**

両立支援(特に介護)施策のステップ

1. 両立支援施策(特に介護)の変遷



育児制度と並立の『**勤務配慮**』施策から
『**経済援助**』・『**コミュニティ形成支援**』施策へ

NECにおける両立支援関連制度の変遷①

1. 両立支援施策(特に介護)の変遷

年度	育児関連	介護関連
1990年	育児休職制度	介護休職制度
1992年	育児短時間勤務制度(3歳3月末まで)	介護短時間勤務制度(2年) 介護休職期間を延長(6ヶ月→1年)
	医療看護休暇制度	
1994年		介護短時間の期間を延長(2年→3年)
1996年		介護休職の分割取得が可能(2回まで)に
1997年		介護クーポン制度
1998年	育児クーポン制度	
2000年	短時間の期間を小学校入学まで延長	介護短時間の期間を延長 (3年間⇒介護事由消滅まで)
2002年	ファミリーフレンドリー休暇(多目的休暇)制度	
	子の看護休暇5日	
2004年	短時間の期間を小1の3月末まで延長	
	育児・介護短時間勤務の30分単位化	
2005年	・チャイルドケア支援制度 (親元などへの転居費用補助) ・ファミリーサポートサービス利用料補助制度 (子の送迎などのボランティア利用料補助)	・介護休職の取得回数制限廃止
	在宅勤務制度を整備	

当初の制度設計の期間内で終了しないケースが多く、従業員から休職・短時間勤務の期間を長期化を望む声への対応。

・有給の多目的休暇
(介護、配偶者出産、本人傷病等)
・年間5日付与
※最大20日まで積立可

法改正(2005年)対応

NECにおける両立支援関連制度の変遷②

1. 両立支援施策(特に介護)の変遷

年度	育児関連	介護関連
2006年	<ul style="list-style-type: none"> ・育児短時間の期間を小3の3月末まで延長 ・つわり、不妊治療事由の休暇制度 	
2007年	<ul style="list-style-type: none"> 不妊治療費補助制度 (年間20万円×通算5年) 	
2008年	<ul style="list-style-type: none"> ・子の看護休暇を5日×子の人数分に拡大 ・育休、育短の対象者を拡大 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者転勤・育児介護の理由の退職の再雇用制度 ・在宅勤務を全社導入 	
2010年	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の子を持つ社員の時間外免除制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護休暇の導入 ・介護休職給付金 ・介護転居費用補助 ・介護環境整備支援金
2012年	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートサービス利用料補助制度の要件緩和(小6まで) ・チャイルドケア支援制度の要件緩和(対象保育所の運営時間21時→20時) ・ファミリーフレンドリー休暇取得事由追加(学級閉鎖、振替休日) 	
2014年	<ul style="list-style-type: none"> ・育児短時間の期間を小6の3月末まで延長 ・FSC利用料補助の適用範囲を拡大 	

- ・無給の休暇(法定)
- ・対象の家族1人につき、年間最大5日
- ※積立無
- ・多目的休暇消化後に利用可

従業員から

- ①経済的援助
- ②コミュニティ形成

を求める声の高まり

介護支援施策の第一ステップ『勤務配慮』

1. 両立支援施策(特に介護)の変遷

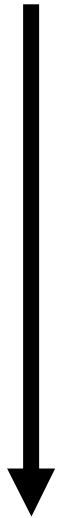
介護休職制度 (1990年)	取得可能期間	同一介護事由につき通算1年間まで ※1992年 休職期間の延長(6ヶ月→1年) ※2005年 回数制限廃止
	対象家族	配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、孫、 配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹
介護短時間 勤務制度 (1992年)	取得可能期間	介護事由解消まで(期間の定めなし) ※1994年 取得可能期間延長(2年→3年) ※2000年 取得可能期間延長(3年→事由消滅まで)
	勤務短縮時間	所定就労時間のうち最長2Hまで(30分単位)
	対象家族	介護休職と同じ
ファミリー フレンドリー 休暇 (2002年)	取得対象事由	傷病治療、学校行事、家族介護、疾病予防、配偶者出産、ボランティア
	付与日数	年間5日間(最長20日分積立可) ※年次有給休暇とは別枠
	対象家族	介護休職と同じ

介護が必要な期間について、「**介護と業務の両立を支援**」する制度
⇒法整備の観点から、育児関連制度と並立するような形で制度策定。

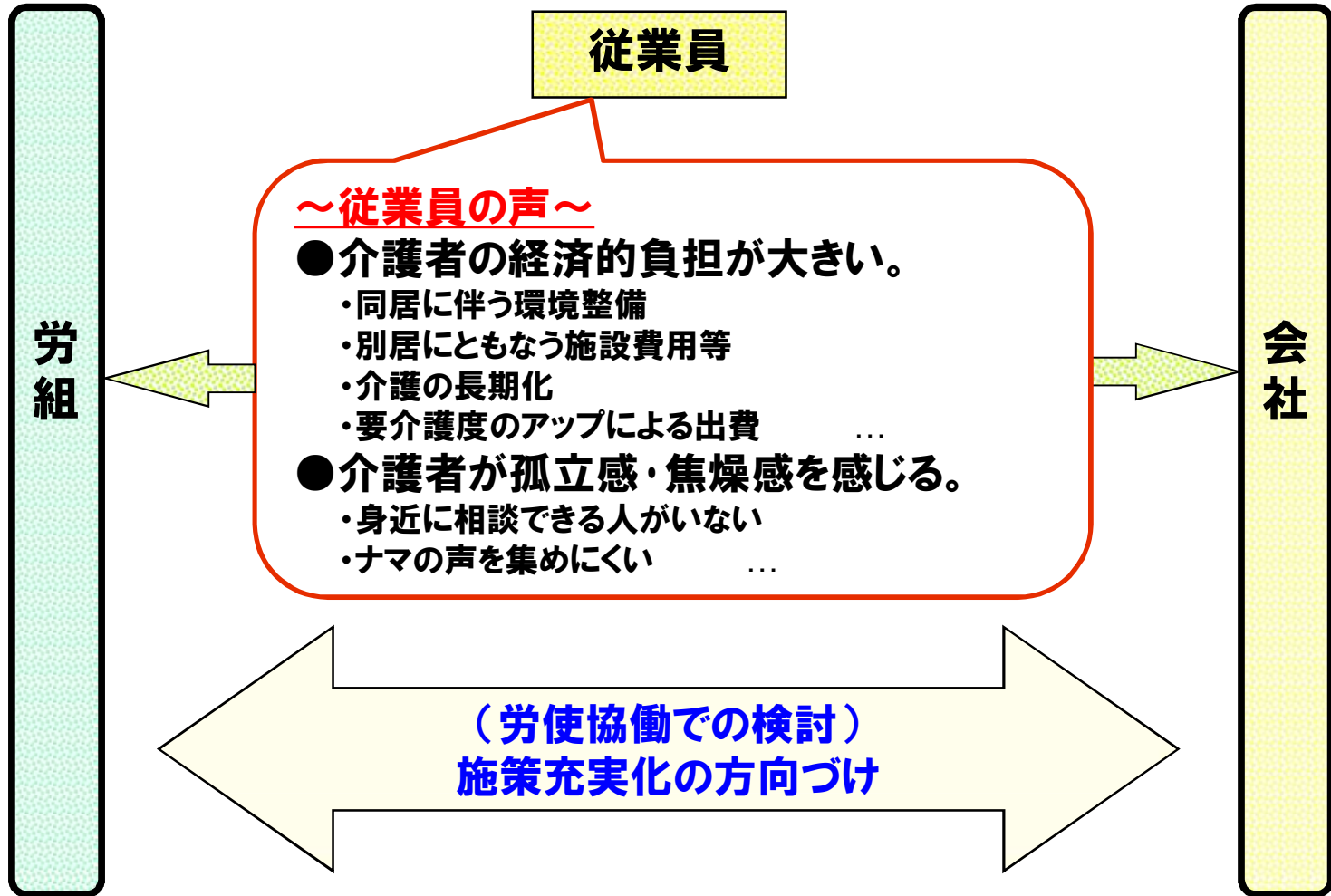
第二ステップ(2010年以降)に至った背景

1. 両立支援施策(特に介護)の変遷

~2009年



2010年
4~7月
詳細協議



従業員からの声を元に2010年以降、介護施策の充実化を検討

介護支援施策の第二ステップ『経済援助』

1. 両立支援施策(特に介護)の変遷

介護休職 給付金	概要	介護休職を取得した場合、1年間を限度に給付金を支給(共済会員)
	支給金額	休職開始前賃金月額×80%×介護休職期間の月数 ※段階的に引き上げ(2010年:40%⇒2/3、2012年:2/3⇒80%)
介護転居 費用補助 (2010年)	概要	親と同居または近距離で介護するために転居した場合、あるいは親を呼び寄せた場合に転居費用を補助。
	対象	公的介護保険の要介護・要支援認定を受けている会員・配偶者の親
	支給金額	引越し代および物件の礼金・仲介手数料の実費(上限50万円)
介護環境整 備支援金 (2010年)	概要	公的介護保険で認定の要介護度が高い(要介護3以上)親等の介護について、介護方法の見直しが生じ、それにより多額の出費が生じた場合に支援金を支給
	支給額	一律20万円

公的介護保険を補完する経済援助施策

- 介護が必要となり、就業できない社員への「給与補填」
- 介護をする環境整備を行うための「費用補填」の制度

介護支援施策の第二ステップ『コミュニティ形成』

1. 両立支援施策(特に介護)の変遷

NEC ファミリーケア	概要	きめ細かい情報提供と生の声の共有を柱としたポータルサイト
	目的	介護支援コミュニティの形成。介護における孤立感・不安感の緩和
	内容	介護インフォメーション、介護Q&A、介護相談サービス、体験談 等

ファミリー ケアサポート メニュー	概要	外部の福利厚生業者と提携し、介護事業者の情報提供、サービス利用時の特典提供
	目的	会員が実際に介護サービスを利用する際のサポート

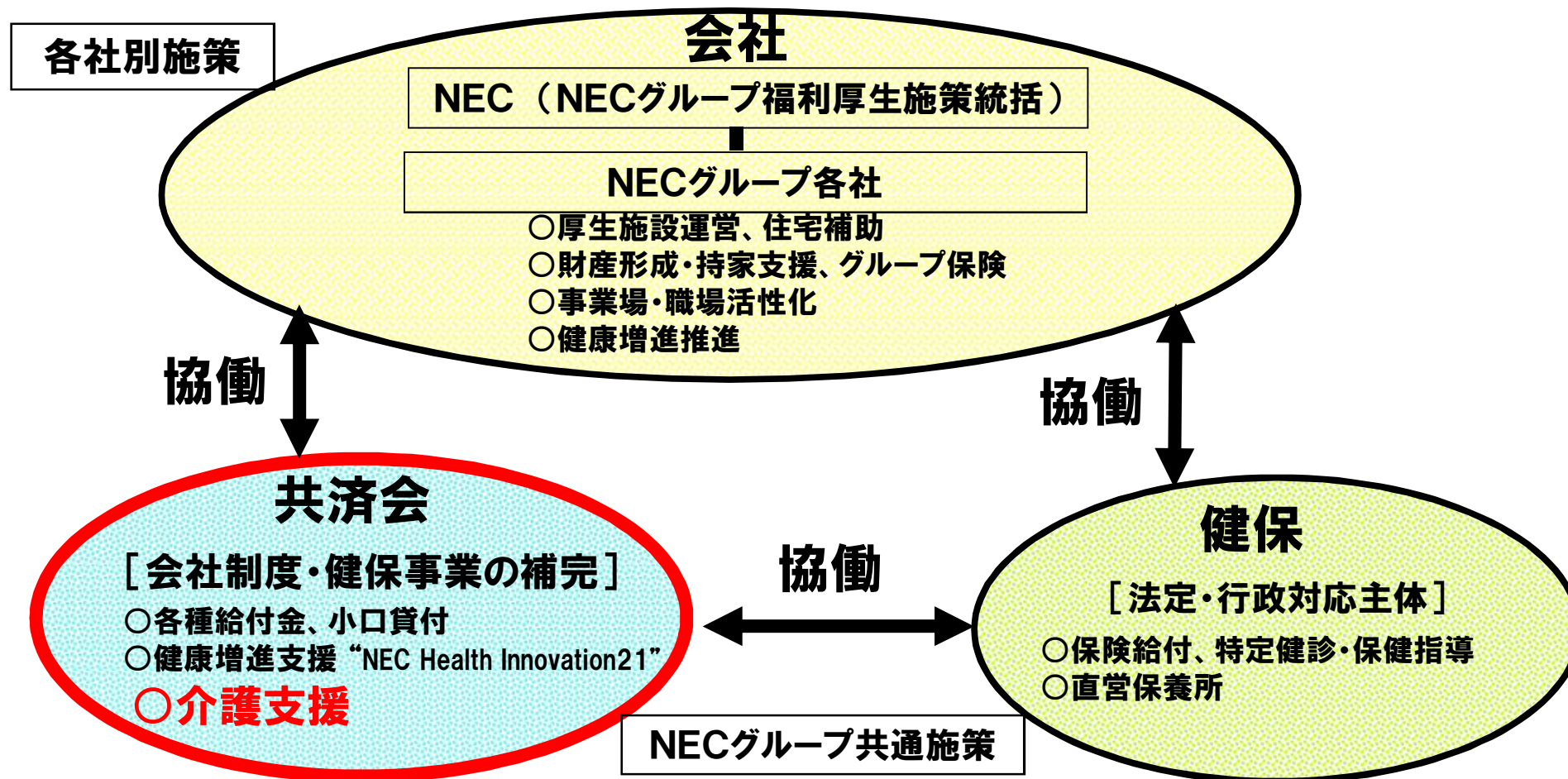
介護セミナー	概要	外部の介護事業者と提携し、セミナーの開催や個別相談の実施 ※対象者の家族も参加可能。
	目的	介護を意識する人への意識啓発の場の提供

介護者が必要な情報を得たり、介護者同士が情報交換できる場を提供
⇒周りの人の相談しにくい介護者の孤立感・不安感の解消

NECグループの福利厚生施策全体図

1. 両立支援施策(特に介護)の変遷

介護支援の施策については、共済会が主体で運営



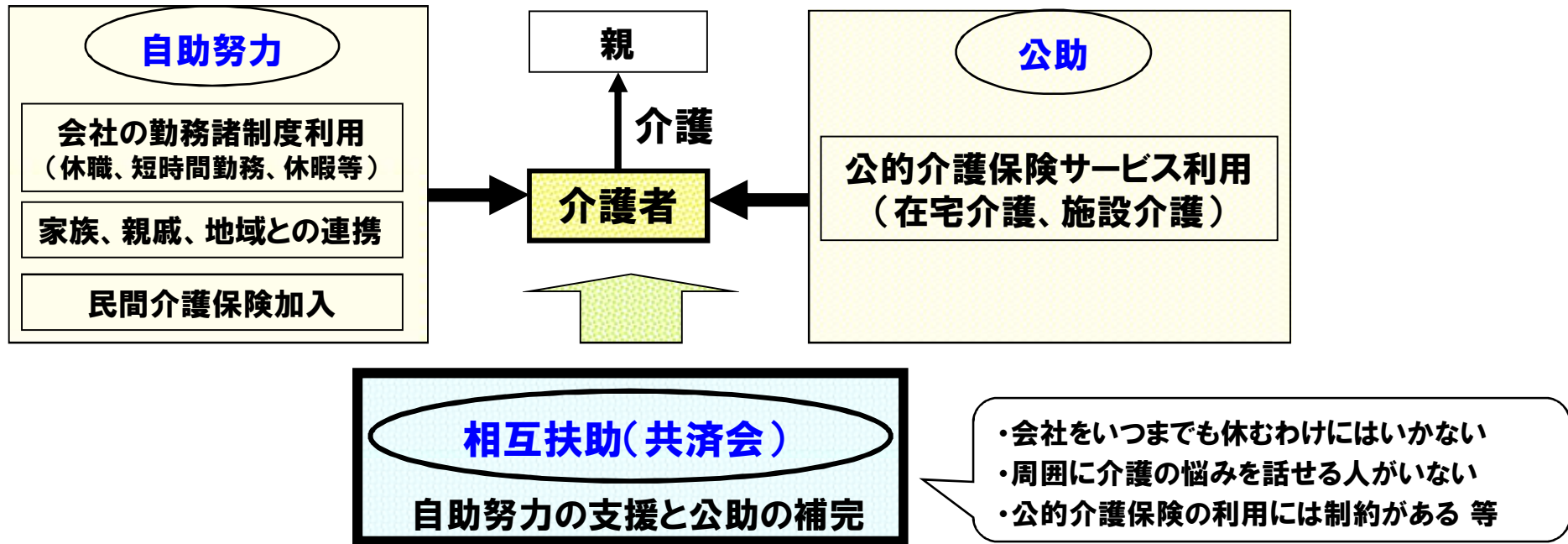
会社制度をベースに、必要に応じて**共済会との協働によるNECグループ展開**を図る

共済会という枠組みの活用

《共済会を活用する考え方》

介護支援はNECグループの高齢化という共通課題に基づくものであり、各社個別対応(会社制度)ではなく、**NECグループ全体での会社間、労使間、従業員間による相互扶助**が望ましい

《介護支援における共済会の役割》



当社には、グループ共通課題を対象とする**共済会(グループ各社労使の相互扶助団体)**という**枠組み**があり、かつ介護支援施策への対応が**財政上可能**であった

高齢化進行と要介護・要支援認定者の増加

厚労省の調査によると、高齢化進行に伴い、要介護・要支援認定者は増加傾向。

- 65歳以上における要介護・要支援認定者は17.7%
- 特に75歳以上では5人に1人以上が要介護認定者(22.3%)

45歳以上の従業員が75歳以上の親を持つと仮定すると...

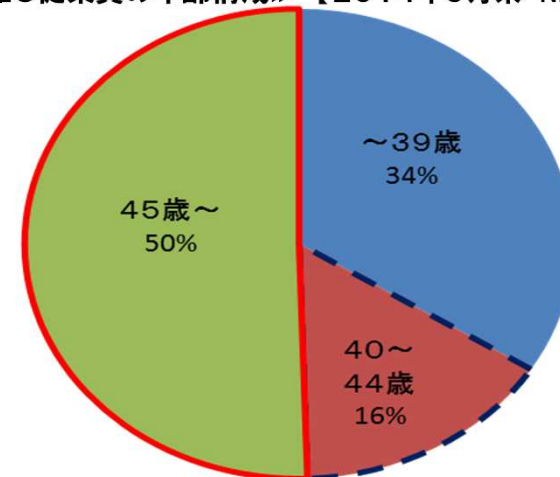
75歳以上の親を持つ者は全従業員の**50%**。

75歳以上の要介護認定率を勘案すると...

75歳以上の要介護状態の親を持つ者は全従業員の**10%強(2,500名以上)**。

高齢化進行が予想されるため、介護に携わらなければならない従業員は今後もさらに増加の見込み。

《NEC従業員の年齢構成》【2014年9月末 NEC単独】



	~39歳	40~44歳	45歳~
男性	6,400	2,800	10,500
女性	1,800	950	1,650
合計	8,200	3,750	12,150

45歳~
2,310
363
2,673

22%

介護インフォメーション

- 介護の現状
- 介護の心構え
- ケアマネージャの紹介
- 介護保険の仕組み
- 介護の方法 etc

介護相談サービス

- ケアマネージャー等が無料で回答

掲示板・体験談コーナー

介護Q & A

- 手続き
- 公的介護保険の認定について
- 受けられるサービス etc

社内登録者数: 1,100名

「介護」という事象に興味を持ち、サイトに登録する社員は一定数おり、情報は定期的にアップされるものの、コミュニティサイトの情報交換はあまり活用されていない。
⇒ 共済会からの情報発信がメインとなっており、本来の目的『**ナマの声の共有**』はなかなか進んでいない。

『介護』という事象に対しての従業員の一定の興味は感じられる。

ただ、介護関連制度については、休職・短時間勤務の件数からもわかるとおり、まだ事象として少なく、従業員としても理解が進んでいない。

従業員にとって事象がいつ起きるか、いつ終わるかが全く読めないため、各施策について、従業員が意識をし始めるのは、実際に介護が必要になってから。

育児と異なり、当事者が事情をオープンにしたがらないケースが多く、介護に対する従業員のニーズがつかみづらい。

育児と異なり準備期間が少なく、いつ事象が起こるか不明なケースが多いため、一定条件を満たす従業員をポータルサイトへの誘導したり、教育等を行い、当事者意識をつける必要があるのではないか。

\Orchestrating a brighter world

世界の想いを、未来へつなげる。

**未来に向かい、人が生きる、豊かに生きるために欠かせないもの。
それは「安全」「安心」「効率」「公平」という価値が実現された社会です。**

**NECは、ネットワーク技術とコンピューティング技術をあわせ持つ類のないインテグレーターとして
リーダーシップを発揮し、卓越した技術とさまざまな知見やアイデアを融合することで、
世界の国々や地域の人々と協奏しながら、
明るく希望に満ちた暮らしと社会を実現し、未来につなげていきます。**